

監査指摘事項の措置状況通知書

総務部

令和元年度（No. 4）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
人事課	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり，通勤日数の集計を誤ったことにより，3件1,140円の未払いのものがあつた。	未払い分については，対象者に追給した。 再発防止策として，出勤簿上での勤怠管理をトリプルチェック体制とした。	令和元年 12月5日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
① 社会保険料及び雇用保険料に係る収入未済金について，債権管理台帳の記載漏れや債務者の実態把握が十分に行われていないものが散見された。これらは債権管理の基礎となる取組であることから，旭川市債権管理マニュアルに基づき，適切な債権管理に取り組むよう努められたい。	未納者への催促の時期を見直すなど，債権管理マニュアルに基づき，管理体制を改めた。
② 嘱託職員の任用については，旭川市非常勤嘱託職員取扱要領に基づき各課が勤務形態に応じた執務要領を定めており，その運用もそれぞれの判断に委ねられている。そのため，時間外勤務や通勤届の管理方法，通勤費用相当額に係る旅費の算定方法等の全庁共通であるべき事項の取扱いが各課で異なっていたほか，単純な計算誤り等が散見された。 嘱託職員は令和2年度から会計年度任用職員制度に移行し，採用や勤務条件を条例及び規則で定め，全庁統一した運用となるが，各課における事務に誤解や混乱を招くことのないよう制度の周知徹底を図るとともに導入後の実態を把握するなど，各種事務手続が誤りなくかつ円滑に行われるよう努められたい。	会計年度任用職員制度について適宜周知を図り，対応するよう今後も努める。 なお，制度の移行に当たっては，総務省から講師を招いた職員向けセミナーや，職員向け説明会を開催したほか，制度に関する様々な資料を作成し庁内の電子掲示板等に掲載するなど必要な周知を行い，令和2年度から会計年度任用職員制度に移行した。

監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

令和元年度（No. 4）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
市民課	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり、通勤距離が2km未満であるにもかかわらず誤って支給したことにより、1件7,040円の過払いのものがあつた。	過払い分については、対象者から戻入された。 今後、通勤距離については申請の際に確認を徹底する。	令和2年 3月10日

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

令和元年度（No. 4）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
介護保険課	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ① 公法上の債権の時効による消滅については，地方自治法第236条第2項の規定により時効の援用を要せず，また，その利益を放棄することができないものとされているため，当該債権は時効により絶対的に消滅するものであるが，介護保険料に係る収入未済金について，時効の完成後に債務の弁済を受けているものがあつた。	非債弁済を受けている被保険者に対しては，当該保険料の還付を行った。また，滞納繰越保険料徴収時の時効確認を徹底するため，時効に関する規定や事例について整理した資料及びマニュアルを作成した。	令和2年 6月18日
生活支援課	② 生活保護費の過年度戻入未収金について，納期限までに納付されない場合，地方自治法等に基づき督促をしなければならないが，なされていなかった。	令和2年4月分生活保護費の戻入金から督促状の送付を開始した。	令和2年 4月1日
生活支援課	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 生活つなぎ資金貸付金に係る前渡資金の精算において，精算残金がある場合は用務終了後5日以内に返納することとされているが，正当な理由もなくこの期間内に返納されていないものがあつた。	生活つなぎ資金貸付金に係る前渡資金の精算について，確実に精算・返納を行うよう，従前から主務者がチェックリストを活用し処理漏れがないように管理していたが，これに加え，主務者のみならず係長もチェックすることとし，ダブルチェックの体制とした。	令和2年 4月1日
国民健康保険課	(4) 財産管理に関する事務 [検討を要するもの] ① 一般被保険者返納金に係る収入未済金について，督促後，催告を2回まで行うこととしているが，それ以後何らの対応を行わないことは債権回収及び保全の取組として十分ではないことから，債務者の状況に応じ，催告の回数を見直すなど必要な措置を検討されたい。	一般被保険者返納金・退職被保険者返納金の債権管理事務処理要領（令和2年4月1日施行）を作成し，年度内に1回は催告状の送付に努めることなど，催告の回数を見直した。 平成27年度債権（令和2年6月10日催告実施） 平成28年度債権（令和2年7月22日催告実施） 平成29年度・30年度債権（今年度内に実施予定）	令和2年 4月1日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 介護保険料の債権管理においては，分納誓約等の書類にて支払の意思表示が確認できた場合に限り，時効中断事由に該当するものとして不納欠損処分を延期することとしていたが，実態では，口頭での申出のみで職員が作成したものを分納誓約書として取り扱っていたことから，改めて時効中断に係る事実確認の方法について検討を行い，必要な措置を講じられたい。</p>	<p>内規を整備し，分割納付は捺印された誓約書の受理を必須とした。また，分割に伴う時効延長効果等に関する説明文を作成し，誓約を行う者に対して内容の確認を求めることとした。</p>
<p>② 生活つなぎ資金貸付金に係る債権についてはシステムにより管理し，償還台帳を整備しているが，債務の承認日が誤っているものや，電話催告等の折衝経過が確認できないものなどが散見された。これらは債権管理事務を進める上で基礎となる情報であることから，事務マニュアルの見直しなど必要な措置を講じた上で，慎重かつ適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>債務承認日の誤りに関しては，担当者全員で正しい処理方法を再確認し，その上で誤りを防ぐために処理結果を他の担当者に報告し確認を受けることとした。 電話催告に関しては，より適正な事務を行うため，令和2年4月1日に事務マニュアルを改訂した。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

子育て支援部

令和元年度（No. 4）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
母子保健課	<p>(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>① 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり，勤務日数の集計を誤ったことにより1件880円の未払いのもの，また，通勤距離が2km未満であるにもかかわらず誤って支給したことにより1件1,140円の過払いのものがあつた。</p>	<p>未払い分については追給し，過払い分については戻入された。支払方法の簡素化及び確認方法の明確化により，管理体制を整えた。</p>	<p>追給： 令和2年 1月30日</p> <p>戻入： 令和2年 3月19日</p>
子育て助成課	<p>(3) 契約に関する事務 [改善を要するもの]</p> <p>① 奨学金の貸付けについて，誤った申請をそのまま受理し，国公立の専門学校の奨学生として決定すべきところ，私立の専門学校の奨学生として決定し，本来貸し付ける金額と異なる金額を貸し付けていた。</p>	<p>対象者は，平成31年度から令和3年度までの3年間貸付予定であるが，平成31年度分は既に貸付けが完了していた。対象者と協議の上，令和2年度分からは本来の区分に応じた額を貸し付けること，平成31年度に多く貸し付けてしまった分も含めて，卒業後1年据え置いてから返還してもらうことで合意した。</p> <p>なお，同じミスが起こらぬよう，申請内容をシステムに入力した後ダブルチェックを行うこととした。</p>	<p>令和2年 3月11日</p>

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 債権回収に当たり，納期限までに納付されない場合は期限を指定して督促するものとされているが，督促経過が不明となっているものや督促状の送付が遅れているものがあつたことから，債権に係る情報を記録として残すことに加え，個々の債権に合ったマニュアルを作成するなど，旭川市債権管理マニュアルに基づき，適切な債権管理に取り組むよう努められたい。</p>	<p>【子ども医療費助成】 エクセルデータで管理していたものに加え，旭川市債権管理マニュアルに基づき，個別の台帳（紙ベース）を作成した。</p> <p>【ひとり親家庭等医療費助成】 一覧で管理していたものに加え，旭川市債権管理マニュアルに基づき，詳細を把握するため個別の台帳を作成し，経過資料と合わせて情報を残すようにした。</p> <p>【保育料負担金】 分割納付に係る納入誓約書に滞納状況の記載漏れがあつたことを受け，記載例を作成し，債権管理に係る情報が確実に記録されるよう改善した。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

社会教育部

令和元年度（No. 4）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討 等の年月日
公民館事業課，科学館	(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり，通勤距離の適用区分を誤ったことにより1件200円の過払いのもの，算出過程における端数処理を誤ったことにより1件1円の未払いのもの，通勤日数の集計を誤ったことにより1件200円の未払いのものがあつた。	未払い分については追給し，過払い分については戻入された。 嘱託職員（現会計年度任用職員）の通勤費用相当額に係る旅費については，該当日数の集計，算出の方法等を複数人で確認することを徹底し，チェック機能の強化に努めている。	【公民館事業課】 令和2年 1月10日 【科学館】 令和元年 12月25日

監査指摘事項の措置状況通知書

社会教育部

令和元年度（No. 4）監査結果報告書 財政援助団体監査関係分

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 当負担金は，歴史的建物の保存管理とその有効活用のための事業を実施する団体に対し交付するものであるが，負担金の対象経費について，協定書では建物の保存に係る項目についてのみの定めとなっているため，団体が行うその他の事業収支を所管部局が把握できず，事業全体の実施状況や効果の測定が困難となっていることから，負担金の支出目的及び旭川市補助金交付基準の趣旨を踏まえ，全体の収支状況を明確にするなど事務の在り方を検討されたい。</p>	<p>リハーサルホール運営委員会全体の事業収支を把握するため，令和2年度から事務局と団体側の会計を合算した収支予算書と決算書を作成することとした。</p>
<p>② 負担金の交付に当たり，協定書では賃借料と共益費を市が全額負担するとしているが，交付要綱では当該項目の額は予算の範囲内で定めるとしていることや，規約に定めのない役員が就任していることなど，団体の各種規程等と異なる取扱いがなされていることから，関係規程と実態との整合について検討されたい。</p>	<p>負担金協定書の賃借料と共益費については，費用負担を市の全額負担から市の予算の範囲内とし，不足分は団体側負担とすることに修正した。 規約についても，現在の実態に合わせて修正した。 いずれも令和2年6月18日に行った総会で承認を受け，同年7月1日に変更協定の締結及び改正規約の施行がなされた。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

令和元年度（No. 4）監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
市民活動課 (あさひかわ農業協同組合)	<p>● 旭川市旭正農業構造改善センター</p> <p>(2) 所管部局（市民生活部）に関する事項 [検討を要するもの]</p> <p>① 農畜産加工の設備使用料の徴収において、施設使用者の利便性を考慮して前納となっていないものがあつたが、当該施設の使用に当たっては旭川市農村地域センター条例で前納を原則としているため、例外を認める場合には、その基準を明確にするなど必要な措置を講じられたい。</p>	<p>条例の規定に基づき前納させることとした。</p>	<p>令和2年 8月21日</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

土木部

令和元年度（No. 4）監査結果報告書 出資団体監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討 等の年月日
公園みどり課 (公益財団法人旭川市公園緑地協会)	(1) 団体に関する事項 [改善を要するもの] ① 財務諸表において，基本財産又は特定資産に含まれない満期保有目的の有価証券のうち，貸借対照日後1年以内に満期の到来するものについては流動資産として表示すべきところ，固定資産として表示していた。	令和元年度決算における財務諸表の貸借対照表(令和2年3月31日現在)について，満期保有目的の有価証券のうち，1年以内に満期の到来するものについては，流動資産として表示した。	令和2年 3月31日

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

令和元年度（No. 4）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
生活支援課	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ③ 生活保護法による返還金及び徴収金について，納期限までに納付されない場合は旭川市公法上の収入徴収に関する条例により，納期を超えた日から20日以内に督促状を出さなければならず，督促状に指定する期限は発付の日から10日以内とすることとされているが，いずれもなされていなかった。	返還金及び徴収金は随時調定しており，随時納期限が到来するため，随時督促状を発送する必要があるが，現実的に困難であるため，令和3年1月処置分より，調定を月1度に統一し，納期を越えた日から20日以内に督促状を出す体制を整備した。 また，督促状に指定する期限については，令和2年6月送付分より10日以内とした。	令和3年 1月1日